

令和8年度 石川県障害者ピアサポート研修 開催要項

1 研修目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポートの活動の取組を支援する。

2 主 催 石川県

3 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4 日時・会場・定員

	基礎研修	専門研修
日 時	令和8年9月2日(水) 13時～16時55分	令和8年11月5日(木) 10時～16時30分
	令和8年9月15日(火) 10時～15時20分	令和8年11月19日(木) 10時～15時10分
会 場	石川県庁 1102 会議室	石川県庁 1102 会議室
定 員	60名	60名

5 受講対象・受講費用

- (1) 県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用されている又は雇用が見込まれるピアサポーター(常勤、非常勤は問わず、雇用を希望する者を含む) <無料>
- (2) (1)の者が所属する又は所属が見込まれる事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働して支援を行う者 <基礎:5,000円、専門:5,000円>
- (3) 県内の病院等に雇用されている又は雇用が見込まれるピアサポーター(常勤、非常勤は問わず、雇用を希望する者を含む) <無料>
- (4) (3)の者が所属する又は所属が見込まれる病院等において、ピアサポーターと協働して支援を行う者 <基礎:5,000円、専門:5,000円>
- (5) 県こころの健康センター及び県保健福祉センターのピアサポーター登録者又は登録を目指す障害者 <無料> ※ 基礎研修のみの受講も可
- (6) 県内の当事者団体等において質の高いピアサポート活動を目指す障害者 <無料>
県内の行政機関等において質の高いピアサポート活動の支援を目指す者 <無料>
※ 基礎研修のみの受講も可

注) 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等におけるピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の報酬算定には、各事業所に配置されるピアサポーターや管理者等が基礎研修及び専門研修の受講することが必要です。

6 受講要件

- (1) 申し込みした研修の該当部分の全日程に出席すること。遅刻、中抜け、早退は、認めません。
- (2) 受講態度が良好であること。研修中の私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度に問題がある場合は、研修修了を認めない場合があります。
- (3) 自身の体調を把握し、通院や服薬等を自分で管理できること。

7 プログラム 別添参照

8 申込方法

Google Form でのお申込みをお願いいたします。
以下 URL や右の二次元コードよりお申込みください。
<https://forms.gle/2R74otcc3PNYWd3D9>



※事業所、病院、行政機関、当事者団体等(以下「事業所・団体等」という。)を通じた申し込みに限ります。

※周りの方ともご確認のうえ、申し込みについて不明な点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

9 申込締切 **令和 8 年 8 月 10 日 (月) 必着**

10 受講決定

申し込みのあった事業所・団体等あてに受講決定通知を送付します。申し込み多数の場合は、受講申込書の記載内容等を勘案のうえ、原則、受講対象(1)→(6)の順に受講者の選定を進めますので、あらかじめご了承ください。

11 修了証書

受講要件を満たし、申し込みした研修の全日程を終了した受講者には、修了証書を交付します。基礎研修のみの受講や、令和7年度以前の基礎研修修了者が令和8年度専門研修のみを受講する場合でも、修了証書を交付します。

12 個人情報

本研修において知り得た個人情報については、研修の運営に係る目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

13 ピアサポート体制加算/実施加算等

下記の加算等については、各事業所に配置される障害者や管理者等が本研修の「基礎研修」及び「専門研修」を修了することが要件とされています。

就労継続支援 A 型事業所は、スコア評価にピアサポーターの配置が含まれています。

加算名称	対象サービス	要件
ピアサポート 体制加算	自立生活援助 特定相談支援 障害児相談支援 一般相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等及び他の従事者の基礎研修及び専門研修の修了 ・研修修了職員の配置(常勤換算方法でそれぞれ0.5 以上) ・研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施
ピアサポート 実施加算	就労継続支援B 型 共同生活援助 自立訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練サービス費(Ⅰ)、生活訓練サービス費(Ⅰ)、B型サービス費(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)、自立生活支援加算Ⅲを算定していること ・障害者等及び管理者等の基礎研修及び専門研修の修了 ・研修修了職員2名以上(うち1名以上はピアサポーター等)の配置 ・研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施 ・研修を修了したピアサポーター等によるその経験を基にした利用者へのピアサポートの実施
退去後ピアサポート実施加算	共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・退去後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費を算定していること ・障害者等及び管理者等の基礎研修及び専門研修の修了 ・研修修了職員2名以上(うち1名以上はピアサポーター等)の配置 ・研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施 ・研修を修了したピアサポーター等によるその経験を基にした利用者へのピアサポートの実施

14 申し込み先

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階
TEL:076(221)1833 FAX:076(221)1834
メール:kenshuu@isk-shakyo.or.jp

15 問い合わせ先

石川県健康福祉部障害保健福祉課
TEL:076(225)1428 FAX:076(225)1429
メール:shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp